

平成28年度事業計画書

1. 社会福祉法人やずの理念

「今を生きる」すべての入所者・通所者様一人ひとりへ、優しく温かみのある看護、介護に真摯に取り組み、地域の皆様から信頼され愛される施設を目指します。

○基本方針

社会福祉法人やずは、法人の理念に基づき、地域の皆様から信頼され愛され続け、今を生きる人のために必要とされる法人であるよう経営に取り組んでいきます。

福祉事業の公明かつ適正な実施に取り組み、福祉サービスのプロとして役職員が一体となり法令を遵守し、時代の変化に対応して、利用者様にとって最善の福祉サービスを考え実践していきます。

当法人が運営する社会福祉介護事業に関する分野において、福祉サービスの質の向上が図っていけるよう、医療・介護・リハビリ・介助の正しい情報、技術・技能の習得に努め、そのサービスを提供していきます。

わたくしたちは、ご利用者、ご家族、地域の皆様から、当地に「すこやか」、「きたやま」があつて良かったと喜んでいただきますよう、法人開設より蓄えたノウハウと役職員のまごころを込めた看護・介護・接遇により、地域の福祉に貢献していきたいと考えています。

2. 法人の基本目標とスローガン

平成28年度は、社会福祉法が改正となり、社会福祉法人にとっては新制度に沿った運営を実施する大きな改革の年となります。

特に平成28年度は、地域貢献事業を実施するために、この地域で何が求められているか、何ができるか等を検討して、地域の皆様に意見を聴き、地域に貢献できる事業に取り組んでまいります。

平成28年度は、厚労省の示す改革の方向性に沿って新たな時代に対応した福祉の提供を考え、「ニーズに即応できる地域福祉サービスの提供」、「良質なサービスを効果的・効率的に提供」、「これからの福祉を担う人材の育成」の3つを基本目標に取り入れ運営してまいります。

法人の理念・基本方針をふまえ、社会福祉事業を適正に行うため、経営基盤の強化を図るとともに、提供する福祉サービスの質の向上事業運営の透明性を確保し、地域福祉の向上に努めてまいります。

平成28年度のスローガンを、「一期一会を大切に、基本をだいにサービスの質の向上、仲間と創る地域の絆」とし、次の6項目を基本方針として取組んでまいります。

(1) 法人の適正な運営

社会福祉法人として、定められた政令、省令等の法令・ルールを遵守した運営を実施してまいります。経営組織及びガバナンスを強化するため、規程の改正し、体制の整備を行い、相互牽制機能が発揮される組織を構築してまいります。

事業運営の透明性の向上を図るため、事業計画書・報告書、財務諸表等の公表を実施していきます。

(2) ニーズに即応できる地域福祉の良質なサービスの提供及び利用率の反映（向上）

サービス対象者の多様化、必要な支援の複雑化が進む中で、対象者の状況に即応して、ニーズの把握から支援の組み立て、サービスの提供まで一貫して行えるシステムを構築するよう取組み、良質な福祉サービスの提供を進めてまいります。

対象者のニーズを、地域支援センター、他施設のケアマネージャー、相談員、民生委員等と情報交換、連携の強化を図り、福祉サービスの提供に努めます。

当法人の行っている事業を、地域の皆様へ理解をいただき、地域のサービス対象者の皆様のニーズに早期に応える事が、地域の社会福祉に対する使命と考え取組んでまいります。その取組が、利用率の反映（向上）に繋がるものと考えております。

(3) 法令遵守体制の構築及び虐待防止等の取組について

法人にかかわる全役職員が、各法令を遵守し事業経営に参画することが、より良い介護福祉を果たすことに繋がります。

役員は、法令遵守体制の構築に率先垂範して取組んでまいります。また、虐待防止等の不適切な事象が発生しない体制の構築に全力を挙げ取組んでいきます。

法令遵守マニュアル等を整備し、役職員へ徹底を図り、虐待防止等の委員会の開催を定期的実施し法令遵守体制の醸成を図って行きます。日常よりモニタリングを行い、検証結果により更に対策を講じて、入居者・利用者本位の経営に努めてまいります。

(4) 人材の育成及び良質なサービスの提供

「企業は人なり」と言われているとおり、職員のレベルアップ意識向上が不可欠であります。研修体系を明確にし、新人職員・中堅職員・管理者職員等の階層別研修体系を明確にし、それを実行していきながら全職員がレベルアップを図れるよう取組んで行きます。具体的には、外部研修へ積極的に参加する、法人内にて外部講師、法人職員による研修の充実を図る、伝達講習会の実施等に取り組んでいきます。

法人研修、勉強会を実施し、1人ひとりのレベルが向上していくことが、利用者様、ご家族様の意向に沿ったケアに対応出来る職員となり、良質なサービス

効果的・効率的に提供することになるものと確信しております。

(5) 施設設備管理について

建物の補修・設備・備品の更新・点検等毎年必要であります。必要なことについては早期に補修等行うことで、資産の価値を長期に維持できると考えます。設備の点検を計画的に実施し、利用者様等に事故が無いようにし、資産の保全に努めていきます。

(6) その他の重要項目

① 連絡・連携の強化

私たちの法人は、多くの事業所と多くの資格者で構成されております。本部と各事業所、あるいは事業所では医師、理学・作業療法士、看護師、介護士（介護職員）、ケアマネージャー・生活相談員・栄養士等の間で連絡・連携を密にして、提供するサービスの質の向上に努めます。

② リスクマネジメントについて

今日までに当法人内外において発生した、事故（交通事故、転倒等）、苦情、要望、ヒヤリハット等の事象を洗い出し、そのリスクを、ゼロにすること、または最小化、低減となるよう取組みます。事故等が発生した原因・要因を分析する、次にそれらの事象ごとに事故等をおこさない対策、態勢を考え実施する。リスクを認識し、そのリスクに向き合って対応していくことが、最も重要と考え取組んでまいります。

③ 災害対策

近年、地震、ゲリラ豪雨・豪雪、台風の大型化等多くの災害が日本を襲っております。その上、近い将来日本各地にて地震の発生予想が取り沙汰される中で、これまで自治体や各団体（会社）と災害時の協定を取り交わしてきましたが、再度見直し、必要に応じて協定を締結するよういたします。また、各施設にて防災・避難訓練を年2回実施し、災害を想定した訓練により、入所者の皆様の安全に努めてまいります。

④ 地域との連携

梨、りんご、柿、野菜等の地元生産農家と連携をし、規格外の物であるが食べることに何の問題もなく捨ててしまうような生産物を、当法人が利用させていただくことで、地域の皆様の思いやりを社会福祉に提供していただくような仕組みを構築します。

平成27年度も八頭町大門地区の花御所柿生産農家の皆様より、出荷できない規格外の花御所柿をたくさん頂いております。入所者・通所者の皆様に喜んでいただくのは勿論のこととして、地元農家の方々と良好な関係を大切にしていきます。

3. 理事会

定款細則に基づき、年4回以上開催。

4. 評議員会

定款細則に基づき、年2回以上開催。

5. 監査会

年4回(5月、8月、11月、3月)監事による監査を実施。

6. 全体行事

(1)	28年度辞令交付式	4月
(2)	防火訓練・避難訓練	年2回
(3)	人権研修	年2回
(4)	感染症研修会	年2回
(5)	事故防止研修会	年2回
(6)	交通安全講習	7月
(7)	合同納涼祭	8月
(8)	新卒採用試験	9月
(9)	きたやまふれあい祭り	9月
(10)	役員によるコンプライアンス等の研修	11月
(11)	交通安全講習	12月
(12)	安全祈願祭・仕事始め式	1月
(13)	安全大会	2月
(14)	職員健康診断	10月
(15)	夜勤者健康診断	4月

7. 設備・備品の整備(改修・新設)

(1) 設備・備品関係(主なもの)

- ①車輛の更新。
- ②通所リハビリ居室内設備の修繕・整備。
- ③厨房内設備の更新及び整備(レイアウト・カート室の設置等)。
- ④ベッド・マットレス・車椅子の更新。
- ⑤レクリエーション機器の整備。
- ⑥法人内通信網(イントラネット構築・パソコン配備等)の整備。
- ⑦緊急用備品(AED等)の整備。

8. 介護老人保健施設の事業計画

利用者の人権を尊重し、安全・安心に配慮しながら生活機能の維持・向上をめざした支援をする。また家族や地域・関係機関と連携し、自立した在宅生活支援をする。

(1) 目標管理の実践による組織力向上

(2) 地域包括ケアの拠点施設

- ①在宅復帰への支援。

(単位：名)

	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	過去6年間 (在宅復帰率)	平成 27年
施設退所者	38	45	51	56	37	48	275	28
在宅復帰者	1	1	2	2	1	0	7 (2.5%)	3 (10.7%)

○在宅事業所(居宅支援・訪問・通所)及びリハビリとの更なる連携強化。

○利用率の向上・維持(目標 97% [73名/日] 維持)。

②在宅復帰ケアチーム、認知症ケアチームの確立・実践。

○入所者の状態、ニーズに応じた個別ケアの提供。

③個々に応じた目標設定と支援計画の立案と実施。

○必要な医療・看護や介護・リハビリテーションの提供。

○ケアプランの充実(多職種による作成)。

(3) 職員のレベルアップ

①アセスメント力の向上。

○利用者情報の収集と活用力の改善。

②在宅事業所との連携強化。

○介護保険制度およびサービスの理解を深める。

③リスク管理・事故防止。

○ひやりハット・事故原因の究明、是正の徹底。

○安心、安全な環境整備(ベッド・車いす等の点検、更新)。

(4) 感染症の防止

①感染予防活動取組強化。

②感染症マニュアル(ノロウイルス、インフルエンザ)の更新。

9. 特別養護老人ホームの事業計画

本年度の最も重要な課題はサービスの質の向上を図ることであり、利用者・家族の意向に添ったケアを提供できるよう努めることである。利用者本位、個別ケアに基づいた適切なケアを提供できる資質の修得を目的として計画的に研修会・勉強会を実施し、「ここに入所できて良かった」と感じていただける施設となるために、ケアのみならず相談援助・面談などを通して利用者・家族との信頼関係構築に努めなければならない。また経営安定のため利用率目標値達成に向け対策を講じ、設備の老朽化・適正人員配置等の支出に対応できる施設づくりを目指す。

(1) 基本ケア・援助の徹底

①確実なケア計画作成と利用者・家族の同意の徹底。

②ケア方法の情報共有(個別ケアの充実)。

③不適切なケア・声かけの理解。

④高齢者虐待防止への取り組み。

(2) 職員資質の向上・人材育成

①計画的な施設内研修の実施。

- ②認知症介護実践者・リーダー研修・その他必要な研修等への積極参加。
- ③事業所内LANの活用。
- ④記録物、記録方法の見直しと効率化。
- (3) 地域との連携及び貢献
 - ①委員会を中心とした地域資源の把握と積極的なボランティア受入。
 - ②交流学习や介護体験学習・介護実習を受け入れ、子育て支援への貢献。
- (4) 安定的経営
 - ①長期入居利用率。
 - 利用率維持するため退居後平均空室日数は20日以内を基準とする。
 - ②営業活動。
 - 近隣主要病院の医療連携室および介護支援専門事業所への計画的訪問。
 - ③入居判定。
 - 早い段階での入居判定委員会の開催。
 - ④加算の取得。
 - 加算要件確認。
 - ⑤設備、備品の保守・管理。
 - 老朽化に対する計画的な修繕および更新。
 - ⑥人材。
 - 適正な人員配置の検討と人材の確保。
 - ⑦委員会活動の活性化。
 - 人権・権利擁護委員会、感染対策委員会、褥瘡予防委員会、リスク委員会。
- (5) 安全衛生・災害対策
 - ①防災訓練や講習を定期的実施し、災害時の対応に備える。
 - ②感染症予防及び発症時の迅速な対応へのマニュアル・必要備品の完備。

10. 軽費老人ホームケアハウスの事業計画

安心で安全な自立した生活を、公平かつ平等に送っていただくための支援をいたします。入居者の自発性を促す取り組みを行い、楽しく有意義な生活にしていだける環境の構築に努めます。

- (1) ケアハウス運営について
 - ①法令、規約、規程に沿った施設運営の実施。
 - ②各種マニュアルに沿った平常時・緊急時の的確な業務運営。
- (2) 自立支援と予防介護への取り組み
 - ①入居者の状態を把握し、個々に沿った施設支援計画書を作成。
 - ②健康体操とレクリエーションへの参加を促進。
 - ③趣味活動等への取り組みを支援。
 - ④入居者の食事等の嗜好を把握するためにアンケート等を実施。
- (3) 衛生管理・災害対策
 - ①館内を毎日清掃し、清潔に保ち衛生を維持。
 - ②感染症予防対策の実施。
 - ③災害発生時における緊急時体制の整備及び災害訓練等の実施。

(4) 施設管理について

- ①定期点検の実施、修繕計画の実施。
- ②備品管理の整備。
- ②インターネット環境の整備により、業務の効率化を図る。

(5) 利用率向上に向けた取り組み

- ①ケアハウスをより多くの方に周知するため、広報誌等による広報活動を実施。
- ②東部地域の支援センター、ケアマネ等へ情報の提供及び情報収集を図る。
- ③入居申込者(待機者)の動向を把握し、早期に入居できるよう支援。

(6) 職員のレベルアップについて

- ①外部研修、法人内研修へ積極的に参加する。
- ②計画的に施設内研修会・勉強会を開催。

1 1. 地域密着型介護施設の事業計画

【小規模特別養護老人ホーム】

(1) サービスの質の向上、及び維持、管理のための体制づくり

- ①利用者及び家族に好感を持っていただけるような「笑顔」「挨拶」を基本としたサービスを徹底。
- ②サービス提供に関する各種マニュアルの見直しと、それに基づいた統一されたサービスの提供の実施。
- ③提供しているサービスの定期的な評価の実施、及び改善への取り組み。

(2) 人材育成

- ①内部研修の強化、及び外部研修を含めた研修計画の作成と実施。
- ②教育実習、ボランティアを積極的に受け入れ、それらの指導を通して職員のスキルアップを図る。
- ③職員が相互に助言や指導をし合うことで、相互に成長していける体制づくりを行う。

(3) リスクマネジメント

- ①接遇・苦情・事故・感染症等に対するリスク回避のための知識修得を目的とした研修を実施。
- ②感染症の発生・蔓延防止のための体制づくり。正確で迅速な発生状況の把握と予防策の作成、及び対策の周知徹底に取り組む。

【小規模多機能型居宅介護施設】

(1) 利用者が住み慣れた家で生活が続けられ、家族の介護負担の軽減を図るための支援を実施。

- ①送迎時や連絡帳でコミュニケーションをとることで、利用者や家族の情報を収集。
- ②ADLの維持向上を目指した利用者の残存能力を活用したケアを提供。
- ③家族の介護負担やストレスを軽減するための相談や助言を実施。
- ④利用者が地域資源とのつながりを保ち続けるための必要な情報収集や介助を実施。

(2) ケアの質を高め、利用者と家族から信頼と満足を得られるサービスの提供を目指す。

- ①職員全員が目的意識や向上心を保持し、チーム全体で意識改革に取り組む。

- ②外部研修への参加と内部研修を積極的な開催により、知識や技術の修得を図る。
 - ③研修で得た知識や技術を実践するため、経験のある職員が模範となり、率先して指導、教育を実施。
 - ④職員全員が自発的、積極的に意見を言える環境を作ることにより、チームのレベルアップを図る。
 - ⑤利用者や家族のニーズの把握により、小規模多機能というサービスの特性を最大限に活かした利用方法やケアの方法の提案・実施。
- (3) 地域住民との相互交流を図り、地域に開かれた事業所、困った時に頼られる事業所を目指す。
- ①イベントや介護についての勉強会等を定期的で開催し、地域の方に事業所に立ち寄ってもらう機会を定期的に設ける。
 - ②学校行事や地域行事へ積極的に参加し、地域資源とのパイプ作りや事業所の宣伝、サービス利用、ボランティアにつながる情報収集を実施。
 - ③介護の相談窓口として、地域住民の困りごとの解決に積極的に取り組む。

1 2. 通所・居宅・訪問サービスの事業計画

住み慣れた地域で在宅生活が継続できるよう、通所介護や通所リハビリ、訪問介護、居宅介護などのサービスを提供するとともに、他のサービス機関と連携して総合的に支援する。

【通所介護事業所】

- (1) 介護予防事業の企画・実施
 - ①元氣道場の有効活用と運用の充実。
- (2) 新規利用者の確保(利用率の向上)
 - ①月毎の利用率分析の継続。
 - ②地域への情報発信(研修会・見学会開催・あったかさサポート)。
 - ③居宅支援事業者との情報交換の定例化。
 - ④民生児童委員・地域包括支援センターとの連携。
 - ⑤通所リハビリとの機能分担。
- (3) 職員のレベルアップ
 - ①アセスメント力の向上。
 - ②コミュニケーション能力の向上。
 - ③交通安全研修の実施。

【通所リハビリテーション事業所】

- (1) 生活機能の維持向上をめざしたリハビリの充実
 - ①在宅生活の継続。
 - 生活アセスメント力の向上。
 - 遊ビリ・家事ビリの充実。
 - 療法士による在宅訪問。
 - ②通所介護事業所や居宅介護支援・訪問介護事業所および老健施設との連携。
 - 情報交換の充実、強化(定例会議への相互参加等)。
 - 地域への情報発信継続(地域包括支援センター等)。

③職員のレベルアップ。

- リハビリ知識の習得(療法士によるリハビリテーション研修)。
- 療法士の専門性の向上。
- 交通安全研修の実施。

【訪問介護事業所】

- (1) 自立生活継続の視点で援助
 - アセスメント力向上。
- (2) 職員のレベルアップ
 - 介護保険制度の理解。
 - 援助技術向上(調理等)。

【居宅介護支援事業所】

- (1) 行政(保険者)、医療(病院)等の関係機関との連携強化
 - 定期訪問、情報交換の実施。
 - 新規利用者獲得(予防給付者を含む)。
- (2) 法人内事業所の売り(強み)の構築と改善と質の向上への協力
 - 各事業所との情報交換(特に利用者等からの意見)。
 - 予防給付者の計画作成受諾。
- (3) 介護支援専門員の資質向上
 - 研修会や勉強会に積極的に参加。
 - 事業所内勉強会定例開催。
 - プラン内容(質)の充実(相互チェック体制の確立)。

1 3. 教育事業

役職員の資質向上と利用者へのサービス向上を図るため、年間を通じて計画的な教育・研修を行う。

(1) 役員研修

- ①老健協会、老施協等の主催する管理者向け研修。
- ②市町村企業トップ人権セミナー。

(2) 医師研修

(3) 職員研修

- ①老健協会、老施協、県社協、県・保健所等が主催する各種研修。
- ②先進他施設の視察。
- ③オールジャパン・ケアコンテストへの参加。

(4) ケアマネージャー現任研修

- ①県等主催の研修への計画・参加。

(5) 職場内研修

- ①伝達講習(外部研修の報告会)の充実。
- ②外部講師を招いて研修・講演会の開催。

(6) 人権研修

- ①町教育委員会の協力を得て研修会を年2回開催。
- ②推進員研修等に参加。

(7) 法人研修

- ①感染症研修会 年2回以上。
- ②事故防止研修会 年2回以上。
- ③その他 規程の説明会等必要に応じて開催。

1 4. 委員会活動

(1) 全体の委員会

- ①研修仕分委員会
 - 派遣する研修の選考・選抜等。
- ②4施設連絡会
 - 施設間の調整と効率化、サービスの向上を図る。

(2) 施設ごとの委員会

- ①行事委員会（特養は地域交流イベント委員会）
 - 季節の行事や地域交流室を使ったイベント等の企画・推進。
- ②ボランティア委員会
 - ボランティアの受け入れ及び調整・交渉を実施。
- ③研修委員会
 - 伝達講習の企画。
 - 研修生受け入れ。（準備・実施・指導）
- ④広報委員会
 - 外部向け（家族・公共機関等）に「あったかサポートすこやか」を発刊し広報に努める。
 - 利用者の近況を取りまとめ家族に伝える。
- ⑤衛生委員会
 - 職員の健康障害の防止及び健康の保持・増進を図る。
- ⑥感染対策委員会
 - 感染症の予防に関する事項。
- ⑦身体拘束廃止委員会
 - 身体拘束ゼロに向けた取組み。
- ⑧給食委員会
 - 食事の改善に関する事項。
- ⑨リスク委員会
 - 事故分析とリスク管理に関する事項・苦情対応・虐待防止等
- ⑩サービス評価委員会
 - サービスのチェック・評価を行う。
- ⑪排泄委員会
 - 排泄に関する事項。
- ⑫納涼祭実行委員会
 - 納涼祭の企画・運営にあたる。
- ⑬きたやまふれあい祭り実行員会
 - ふれあい祭りの企画・運営にあたる。

15. その他

(1) 施設の保守管理と環境美化に努める。

①老朽化に伴う施設等の改修・保全計画の立案。

②建物周辺の美化。